

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進について（通達）

トラック・バス・タクシーといった自動車運送事業に関して、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）を踏まえ、「トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」（平成29年8月28日自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議取りまとめ。以下「施策集」という。）が取りまとめられた。

また、宅配貨物が年々増加する中で、特に、駐車スペースの少ない都市部における宅配貨物の各戸配達における駐車場所の確保等に苦慮する事業者から、荷下ろし等のためのトラックの駐車場所の確保や駐車に関する交通規制（以下「駐車規制」という。）の緩和等について要望がなされたことも踏まえ、施策集における「直ちに取り組む主な施策」として「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」が盛り込まれたところである。

そこで、各警察署にあっては、下記のとおり、個々の交通実態等に応じて、安全かつ円滑に駐車できる場所における駐車規制の見直しを行い、駐車規制が交通の安全と円滑を確保するために必要最小限のものとなるよう、一層の取組に努められたい。

なお、本件については、警察庁において国土交通省道路局及び同省自動車局と協議済みであるので申し添える。

## 記

### 第1 基本的な考え方

違法駐車を始めとする無秩序な駐車は、交通事故の原因となり得るものであるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流の妨げとなったり、バスの定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を発生させるとともに、地域住民の生活環境を害することもあるものであることから、一定の駐車規制は必要不可欠である。一方、近年においては、貨物集配中の車両による各戸配達等のための短時間の駐車需要の増加が認められるところであり、この全てが道路上のみで対応可能となるものではないものの、共同住宅やビル等における貨物集配中の車両のための駐車場所の確保、路外駐車場の整備等と共に、安全かつ円滑に駐車できる道路上の場所における駐車規制の見直しも重要となっている。

駐車規制の見直しに当たっては、各地域におけるこのような駐車需要の実態を的確に把握した上で、近年の道路整備や社会情勢の変化を受けた道路環境及び自転車・歩行者を含む交通実態の変化等に加えて、貨物自動車運転者の労働条件の改善は過労運転の防止等にもつながって交通安全の確保に資することも踏まえつつ、道路管理者や地方公共団体に対して必要な協力も呼び掛けながら、駐車規制が交通の安全と円滑を確保する上で必要最小限のものとなるよう、積極的かつきめ細やかな検討及び取組を行うこととする。

なお、本通達は上述の考え方により駐車規制の見直しを推進するものであるが、現に必要性があって駐車禁止規制を実施している場所における貨物集配中の車両等に対する交通指導取締りの取扱いを変更するものではないことに留意すること。

### 第2 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの実施要領

## 1 貨物自動車運送事業者等からの要望を踏まえた見直し場所の候補の選定

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについては、これまでも物流の必要性について配意した駐車規制の見直しに努めてきたところであるが、第1で述べた考え方に基づき本取組を一層推進するためには、貨物の集配等を行う貨物自動車運送事業者団体等からの要望が実際に提出されている場所から検討を進めることが肝要であることから、当該要望場所を中心に、管内の交通実態を踏まえ、駐車規制の見直しを検討すること。このとき、次のような場所がある場合については、特に重点的に検討すること。

- (1) 貨物の集配に相当な時間を要する集合住宅、中高層オフィスビル等の建物（敷地内又は建物内に貨物集配中の車両のための駐車場所が存在するものを除く。）の付近や中低層の小規模ビル等が密集する市街地等の貨物集配中の車両に係る高い路上駐車需要が認められる場所
- (2) 次のような、駐車規制の見直しが交通の安全と円滑に与える影響が小さい場所
  - ア 車線数に比して交通量が多くない区間
  - イ 自転車・歩行者の安全な通行が阻害されない区間
  - ウ 道路幅員又は車線幅員が広い区間
  - エ 一方通行規制を実施すれば広い幅員が確保できる区間

## 2 駐車規制の見直し手法

時間帯又は対象車両の車種若しくは用途を問わない一律の駐車規制の解除又は緩和を行うと交通の安全と円滑に支障が生じると考えられる場合であっても、例えば次の手法を用いることを検討して、見直しの余地を十分に検討すること。

- (1) 当該道路の区間において駐車禁止の交通規制の対象から除く又は駐車可の交通規制の対象とする車両（以下「対象車両」という。）を、例えば「貨物集配中の車両」のように限定（貨物の集配は事業用自動車だけではなく自家用自動車でも行われることに留意すること。）
- (2) 対象車両が駐車することのできる時間帯を、当該地域で通常貨物の集配が行われる一定の時間帯に限定

## 3 道路管理者との連携

駐車規制の見直しの検討に当たっては、貨物自動車運送事業者の要望に関する情報を道路管理者と共有するとともに、講ずる対策の内容（道路管理者又は道路管理者の承認を受けた者が行う歩道の切込みによる駐車スペースの確保等）について、道路管理者と密に調整を行うなど、道路管理者との連携を図ること。

## 第3 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに当たっての留意事項

### 1 地域住民への十分な説明

駐車規制の見直しを行うに当たっては、地域住民に対して、当該地域における交通実態、当該地域において貨物の集配等を行う貨物自動車運送事業者団体等から提出された具体的な要望及びその背景、当該地域で駐車規制の見直しを行うことにより一般交通に生じ得る影響、貨物の集配の円滑化等によって地域住民も当該見直しの受益者となると考えられること等を十分説明するなどして、その理解を得るよう最大限努めること。

### 2 駐車施設の整備等の働き掛けの推進

現状の道路構造や道路の整備状況を踏まえれば、道路上のみで全ての駐車需要に対応することは困難であることから、駐車規制の見直しと併せて、地方公共団体等に対

して路外駐車場の整備、駐車施設の附置に係る条例の整備（貨物集配中の車両のための駐車場所の附置に関する規定の創設等を含む。）、共同住宅やビル等の敷地内又は建物内における貨物集配中の車両の駐車場所の確保等について働き掛けること。

### 3 駐車規制の見直しに関する広報の実施

貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しを行った区間については、ホームページ等の各種広報媒体を活用して、積極的に地域住民、貨物自動車運送事業者等への周知を図ること。

### 4 具体的な見直しを推進する際の留意事項

#### (1) 生活様式の変化等への配慮

昨今の高齢化の進展に加えて、共働き世帯や単身世帯の増加といった社会構造の変化が生じている。また、通信販売の急速な利用拡大やネットを利用した個人間売買の増加に伴って宅配取扱個数が急増するなど、消費者の購買スタイルも変化している。

このような時代の変化をよく認識し、過去の枠組にとらわれることなく、新たな目で駐車規制の見直しを行うこと。

#### (2) 可能な限り要望の趣旨を実現

貨物の集配等を行う貨物自動車運送事業者等からの要望が実際に提出されている場所でなくとも、当該場所の周辺において駐車規制の見直しを行うことで駐車場所の確保の一助となる場合があることから、当該要望の趣旨を把握した上、例えば、当該場所の周辺で駐車規制の見直しが可能な場所の候補として選定し、当該候補における駐車規制の見直しでも要望の趣旨を踏まえた対応として十分か否かを確認するなど、可能な限り要望の趣旨を実現するよう努めること。

#### (3) 過去の要望場所についての再検討

新たに駐車規制の見直しの要望を受けた場所だけでなく、過去に要望があったものの駐車規制の見直しができなかった場所についても、改めて当該要望場所の周辺場所を含めた駐車規制の見直しの可否を検討すること。

#### (4) 管内の集配実態を踏まえた検討

要望がない地域であっても、管轄警察署等が把握する管内の集配実態から駐車規制を見直す必要性が認められる場合には、積極的に駐車規制の見直しを検討すること。

#### (5) 車両の種類等の検討

駐車規制の対象を限定することを検討する際、「貨物集配中」は運転者が貨物の集配のため車両を離れて駐車する状態を含むが、「貨物積卸し」には当該状態が含まれないことに留意すること。

#### (6) 道路標識等の確認

道路標識等設置工事の施工後には、当該道路標識等が公安委員会の意思決定どおり設置されていることを担当者が確実に現場において確認すること。

## 第4 集中的実施期間及び貨物自動車運送事業者等からの要望に関する報告

### 1 集中的実施期間

本通達に基づく駐車規制の見直しは、迅速な見直しが可能なものについては可能な限り早期に見直しを行うこととしつつ、平成32年度末までに見直しが完了するよう、計画的かつ集中的に実施するものとする。

なお、本見直し実施後についても、集中的実施期間内外を問わず、交通実態等の変

化に応じ、不断の見直しを行うこと。

## 2 報告

貨物の集配等を行う貨物自動車運送事業者団体等からの要望については、次の要領により、交通規制課を通じて報告すること。

### (1) 報告区分

ア 平成30年4月30日（月）までの要望（既に受理した要望を含む。）

イ 平成30年5月1日（火）以降の要望

### (2) 報告内容

ア 要望の有無

※ 以下、アで「有」の場合に回答

イ 要望受理年月日

ウ 要望事業者団体等

エ 要望場所又は区間

オ 要望された対象車両の車種等

カ 要望の概要

キ 見直しの方向性又は可否等

### (3) 報告期限

ア 報告区分ア

平成30年5月7日（月）まで

イ 報告区分イ

(ア) 平成30年5月から平成30年10月までの間  
毎月分を翌月5日までに報告

(イ) 平成30年11月から平成32年3月までの間  
要望を受理した場合のみ随時報告

### (4) 報告方法

別記様式に必要事項を記入の上、本件担当宛てにメールで報告すること。

※ 別記様式（略）